

## 議案第六号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

- 一 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。） 午前九時から午後七時まで
- 二 日曜日、土曜日又は休日 午前十時から午後六時まで

第三条第一項中「図書館」を「秋田県立図書館」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 毎月第一水曜日（その日が休日又は次号に掲げる日に当たるときは、第二水曜日）

第三条第四項中「図書館」を「秋田県立図書館（以下この章において「図書館」という。）」に改める。

第五条中「秋田県立図書館（以下この章において「図書館」という。）」を「図書館」に改める。

第三十九条第一号及び第四十三条の三第一号中「当該日」を「その日」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項各号列記以外の部分、同条第四項、第五条、第三十九条第一号及び第四十三条の三第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十六年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

県立図書館の利用者の利便の増進に資するため、開館時間及び休館日を変更する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

県立図書館の利用者の利便の増進に資するため、開館時間及び休館日を変更する等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）の開館時間を、午前9時から午後7時までとすることとする。（第2条関係）
- (2) 毎月第1水曜日を休館日とすることとする。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。ただし、2(3)は、公布の日から施行することとする。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(開館時間)</p> <p>第二条 秋田県立図書館(秋田県立図書館あきた文学資料館を除く。第三条第一項において同じ。)の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>一 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。 ) 午前九時から午後七時まで</p> <p>二 日曜日、土曜日又は休日 午前十時から午後六時まで</p> <p>2・3 略</p> <p>(休館日等)</p> <p>第三条 秋田県立図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 毎月第一水曜日(その日が休日又は次号に掲げる日に当たるときは、第二水曜日)</p> <p>二 四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、必要があると認めるときは、休館日であっても秋田県立図書館(以下この章において「図書館」という。)を利用させることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第二条 秋田県立図書館(秋田県立図書館あきた文学資料館を除く。第三条第一項において同じ。)の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>一 四月一日から十月三十一日まで 午前十時から午後八時まで(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、午前十時から午後六時まで)</p> <p>二 十一月一日から翌年の三月三十一日まで 午前十時から午後七時まで(その日が日曜日、土曜日又は休日<sup>に当たるときは、午前十時から午後六時まで</sup>)</p> <p>2・3 略</p> <p>(休館日等)</p> <p>第三条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一月及び十二月を除く各月の初日。ただし、これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日</p> <p>二 四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、必要があると認めるときは、休館日であっても図書館を利用させることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p>

(利用の手続)

第五条 図書館

の資料を利用しようとする者は、館長の定める手続を経なければならぬ。

(休館日)

第三十九条 博物館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日(その日が休日又は八月二十九日に当たるときは、その翌日)
- 二・三 略

(休館日)

第四十三条の三 農業科学館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日(その日が休日又は八月二十九日に当たるときは、その翌日)
- 二・三 略

(利用の手続)

第五条 秋田県立図書館(以下この章において「図書館」という。)の資料を利用しようとする者は、館長の定める手続を経なければならぬ。

(休館日)

第三十九条 博物館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日(当該日が休日又は八月二十九日に当たるときは、その翌日)
- 二・三 略

(休館日)

第四十三条の三 農業科学館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日(当該日が休日又は八月二十九日に当たるときは、その翌日)
- 二・三 略